

くらしの法律救急箱



第63回 児童虐待問題に関するギモン②

児童虐待が明らかとなつたとき、児童相談所はどのように対処するのですか。

A₁

近隣、学校等からの通告や、時には子どもからのSOSを契機として調査を行い、必要があるときは子どもを家庭から離します（一時保護）。子どもの安全が脅かされている疑いがあれば、一時保護をするに当たって、保護者の同意は不要です。虐待が疑われる事案の場合は、一時保護中に、児童や保護者との面談を行い、保護者による虐待が再発するおそれがある場合は、児童養護施設などへ入所させる措置も検討することになります。

なお、一時保護は、病気で子どもの養育が難しいという理由で、保護者からの要請で行われることもあります。

児童相談所の職権で子どもが一時保護された場合、保護者は不服を申し立てることができるのですか。

一時保護に対して、保護者は、行政不服審査法に基づき不服の申立てができます。この申立てがあれば、

一時保護の正当性（保護の必要性）の有無が改めて判断されることになります。

児童相談所は、たとえ親が反対しても、虐待を受けた子どもを保護者から離して施設に入所させることができますか。

A₂

虐待を受けた子どもを保護者から離して、児童養護施設に入所させたり、里親へ委託するに当たり、保護者が反対の意思を表明したときは、児童相談所の権限だけでは対処できず、家庭裁判所の承認を得なければなりません。

また、家庭裁判所による「承認の有効期間」は、その措置を開始したときから2年とされています。児童相談所は、この間に、虐待をしていた保護者との面談や指導などを行いますが、家庭に戻すには時期尚早という場合には、入所措置を更新するため、再度裁判所の承認を得る必要があります。このように期限が設けられたのは平成16年のことで、児童相談所が行う施設入所などの措置について裁判所の関与を強め、定期的にその措置を見直して適否を審査することとなつたのです。

Q₂

A₂

Q₁

Q₃



弁護士 小島幸保（こじま・さちほ）

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

日本では里親委託があまり行われていないと聞きましたが、なぜ進まないのでしょうか。

A4

家庭で暮らすことができない子どもたちにとって、できるだけ家庭に近い環境で養育を受けることが大切であり、里親制度の充実が求められています。

里親の種類には、養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親があります。養育里親は、子どもが生まれ育った家庭に戻れるようになるまで家庭に受け入れて育てるもので、受入れの期間は長短があります。これに対して、養子縁組里親は、原則6歳未満の子どもを「特別養子縁組」を前提として養育する里親です（特別養子縁組とは、裁判所の手続を経て、戸籍上も自分の子どもとして育てる制度です）。専門里親は、虐待によって心身に大きな影響を受けた子どもや非行などの問題を有する子どもを、専門性をもって育てるもの、親族里親は、親が亡くなつた場合などにその親族がこれに代わって養育するものです。また、専任の養育者の家庭で5～6人の子どもを受け入れるファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）という制度もあります。これは、里親型グループホームとして多人数を養育するものを事業形態とし、措置費を交付できる制度としたものです。

Q4

厚生労働省によれば、親と暮らせない子どもの18.3%が里親家庭やファミリーホームで暮らしき、残りは施設で暮らしています（平成29年3月現在）。確かに、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどと比べると、日本の里親委託率は大幅に低いといわれますが、その理由は複合的であろうと思われます。里親候補者を増やすことはもちろん必要ですし、里親委託に当たっては、実親との再統合（家庭復帰）の可能性、子どもの意向、里親と子どもの相性など、多様な観点から判断しなければならないことから、相応の時間と人員が要求されることも要因といえそうです。

子どもを虐待する親については、親権を奪つてしまえばいいのではないですか。

A5

民法には親権を奪うことができる制度があり、平成23年の民法改正では親権を一時的に停止する制度もできました。ただ、親権停止や親権喪失は、子どもや親への影響が非常に大きく、慎重な検討が必要です。また、A3の家庭裁判所の施設入所措置の承認審判を得て、子どもを施設に入所させることができ、「親権」という権利は大幅に制限されることになりますので、あえて、親権停止や親権喪失に踏み切らないこともあります。いといえるでしょう。